

社会福祉法人岳雄会 評議員選任解任委員・評議員・監事・理事の報酬に関する規程

第1条（目的）

この規程は、定款第9条、定款第23条及び定款施行細則第6条に基づき、評議員選任解任委員・評議員・監事及び理事の報酬について必要な事項を定める。

第2条（就任時及び重任時の報酬）

この報酬は、就任時の書類作成、証明書類の発行手数料、書類の授受及び顔合わせ等を目的とした会合の交通費等の費用の弁償を含むもので、具体的な支給額は別表による。

2 就任時には次の書類を理事長あてに提出しなければならない。

評議員選任・解任委員 履歴書、就任承諾書

評議員、監事、理事 履歴書、就任承諾書、申立書、身分証明書、印鑑登録証明書

3 重任時には次の書類を理事長あてに提出しなければならない。

評議員選任・解任委員 就任承諾書

評議員、監事、理事 就任承諾書、申立書、身分証明書、印鑑登録証明書（変更がある場合）

第3条（会議等への出席に対する報酬）

この報酬は、会議等への出席及び立会毎に交通費等の費用の弁償を含めて支払われるもので、具体的な支給額及び支給対象となる会議等については別表による。

第4条（書面又は電磁記録による決議）

定款第14条4及び定款第30条2の規定により、評議員会及び理事会の決議が書面又は電磁記録によりなされた場合は、報酬の対象としない。

第5条（支給方法）

施設職員ではない評議員選任・解任委員、評議員、幹事及び理事に対する報酬は、別表に定めた金額から税金を差し引いた額を、報酬として現金で支給する。

2 施設職員兼務の評議員選任・解任委員及び理事に対する報酬は、別表に定めた金額を、給与として銀行振込で支給する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より実施する。

別表

評議員選任・解任委員、評議員、監事、理事の報酬上限額及び報酬等の支給の基準

役職及び人数	報酬支給対象となる主な会議	1人当たり 報酬の上限額 (年間)	就任(重任) 時の報酬額	会議等出席 の報酬額	議決機関
評議員選任・解任委員(3名)	●評議員の任期満了に伴う評議員選任・解任委員会 ●評議員に欠員が生じた場合の評議員選任・解任委員会	3万円	3,000円 1,000円	5,000円	理事会
評議員(7名)	●定時評議員会(6月) ●予算に関する評議員会(3月) ●その他の評議員会	3万円	5,000円	5,000円	評議員会
監事(2名)	●定時理事会(6月) ●予算に関する理事会(3月) ●その他の理事会 ●監事監査 ●評議員会、監査等に出席または立会の必要が生じたとき	3万円	5,000円	5,000円	評議員会
理事(6名)	●定時理事会(6月) ●予算に関する理事会(3月) ●その他の理事会 ●評議員会、監査等に出席または立会の必要が生じたとき	3万円	5,000円 3,000円	5,000円	評議員会

評議員選任・解任委員、評議員、監事、理事の具体的な報酬金額

役職	就任時	評議員選任 解任委員会	評議員会	理事会	監事監査	指導監査	議決機関
評議員選任・解任委員	3,000円	5,000円	×	×	×	×	理事会
評議員選任・解任委員(施設職員兼務)	1,000円	×	×	×	×	×	理事会
評議員	5,000円	×	5,000円	×	×	×	評議員会
監事	5,000円	×	(5,000円)	5,000円	5,000円	(5,000円)	評議員会
理事	5,000円	(5,000円)	(5,000円)	5,000円	(5,000円)	(5,000円)	理事会
理事(施設職員兼務)	3,000円	×	×	×	×	×	理事会

注 ※就任時報酬以外については、出席または立会の実態に応じて支払われる。

※()は、理事長または評議員会の求めにより、出席または立会が必要となった場合に適用される。

※施設職員が出席または立会を行った場合は、通常の勤務と同様の処理により賃金を支払う。